

# 潮見台自治会だより

10月

## ★交通安全を心がけましょう！

10月中旬に2日連続で、小学校の近くで交通事故があり、連日パトカーが駆けつける事態となりました。最初は車と学生の自転車による接触事故、翌日はニュースでも取り上げられていたのでご存じの方も多いと思います。が、小学校の遠足のバスと軽トラの接触事故でした。事故の詳細や理由はわかりませんが、どちらの事故も幸い大けがをしたという人はいなかったようです。

しかし、どちらも小学校の目と鼻の先でのこと。一歩間違っていたら大惨事になっていたかも知れません。潮見台は坂の街ですので、車だけでなく自転車も出やすくなります。今一度、ご自分の運転を見直すとともに、お子さんにも注意を呼びかけるようお願いします。

## ★臨時班長会について

これまで役員はなり手がないうまま一部の人が長年続けてきて、辞めるに辞められない状態となっており、ました。そこで、一昨年度より各丁目ごとにブロックを設定し、前年度の班長を中心として役員を選出するようにしました。

来年度役員についても、臨時班長会を開催し、その中で決定することになっております。日にははまだ決まっておりますが、これまで同様、一月の下旬の日曜日を予定しております。できるだけ多くの人に自治会の運営に参画していただきたいと思っております。

ので、なにとぞよろしくご協力下さい。

また、自分も会長職を引き受けて来年で6年目となります。あまり一人の人間が組織のトップにいと、弊害も生まれると思いますので、当初から6年ぐらいいを目途に交代するべきであると考えておりました。どなたか適任者にお心当たりがあればご連絡下さい。

## ★資源ごみの排出について

潮見台では毎月第4木曜日が資源ごみの排出日となっております。団地内6箇所でごみを集積しておりますが、各所でマナーが守られていないことが多いようです。

まず、きちんと自分の排出場所を守るようにしてください。車で行って便利だからといって、区域外の人がバスターミナルに出さないようにお願いします。バスターミナルに排出できる人は一丁目3000番台から二丁目1800番台の方です。これらのご家庭には数年前に排出許可証をお配りしておりますので、資源ごみ排出時には必ず許可証を首からかけておいて下さい。「近年転入したため持ってません」という方はご連絡下さい。

また、家電リサイクル法対象の機器は排出しても回収しません。必ず家電量販店などに持ち込み、リサイクル量を払って下さい。また、パソコンは家電リサイクル法の対象ではありませんが、回収はしていません。パソコンについては国が認定している「リネットジャパン」に連絡してください。古いパソコンや、壊れているパソコン、部品を取り外しているパソコンなど、どんなものでも無料で回収してくれます。

Web版では一部情報を省略しています  
ご了承ください